

平成 26 年 5 月 26 日

各 位

精神科七者懇談会  
心理職の国家資格化問題委員会  
委員長 佐藤 忠彦

拝啓

貴殿におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、精神科七者懇談会に対しご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

私ども精神科七者懇談会は、精神科医団体を網羅し、長年にわたり、精神医学・医療・保健・福祉に関わる課題に共同して対処して参りました。心理職の国家資格化については、予てより検討を重ね、必要に応じて考え方を表明して参りました。

この度、精神科七者懇談会の担当委員会として、心理職の国家資格化に関する意見を取り纏めましたので、関係各位、関係諸機関、関係諸団体にご検討をお願い申し上げる次第です。

ご査収のほど、宜しくお願い申し上げます。

末筆ではございますが、貴殿の益々のご発展をお祈り申し上げます。

敬具

精神科七者懇談会  
心理職の国家資格化問題委員会事務局  
(公社)日本精神神経学会事務局  
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-38-4  
本郷弓町ビル 5F  
事務担当：赤峰博樹  
TEL 03-3814-2991 FAX 03-3814-2992  
E-mail info@jspn.or.jp

各 位

## 心理職の国家資格化に関する要望書

謹啓

私ども、精神科七者懇談会は、国立精神科医療施設長会議、精神医学講座担当者会議、全国自治体病院協議会、日本精神科病院協会、日本精神神経科診療所協会、日本精神神経学会、日本総合病院精神医学会(以上 あいうえお順) の 7 団体で構成されております。結成以来、日本の精神医学・医療・保健・福祉(以下、精神科医療)に関連した重要事項を協議し、精神科医療団体としての考え方を表明し活動して参りました。

精神科七者懇談会では、平成 21 年より、「心理職の国家資格化問題委員会」(以下、委員会)を設置し、精神科医療の向上の観点から、心理職の国家資格化のあり方について、検討を重ね、平成 25 年に「心理職の国家資格化に関する提言」(平成 25 年 9 月 19 日)(別紙 1)を公表しております。

さて、この度、平成 26 年 4 月 11 日に「未定稿 公認心理師法案要綱骨子(案)」(以下、4・11 骨子案)が公表され、引き続き、4 月 28 日に「未定稿 公認心理師法案」及び「心理三団体からの修正意見」(以下、4・28 条文案)が提示されました。その後さらに法案の作成が進んでいると仄聞され、いずれ国会審議の段階を迎える事と思料しております。

この機会に、委員会の意見を要望として取り纏めましたので、関係各位、関係諸機関、関係諸団体にご検討をお願い申し上げます。

謹白

精神科七者懇談会「心理職の国家資格化問題委員会」  
委員長 佐藤 忠彦

### 記

4 月 28 日までに示された 4・11 骨子案、4・28 条文案の大筋を前提として、今後、条文案の正式決定と国会審議の過程、あるいは政省令、通知、諸規則等の法制度全般の制定過程において、これらの事項が反映され実現されることを要望いたします。なお、条文案の数字は 4・28 条文案によります。

#### 1. 第七条 受験資格一項、二項、三項

この条文案について、「省令で定める科目」、「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設」で定められる、心理学の専門教育、実習、実務などのカリキュラムの内容を、学部学士課程、大学院を通じて充実させることが極めて重要であります。精神科医療と関連する事項については、精神科七者懇談会がカリキュラムの作成過程に参加する仕組みが設けられる必要があります。

#### 2. 第十条 指定試験機関の指定、及び、第三十五条 指定登録機関の指定

この条文案について、試験事務、登録事務は、その適格性が認められる団体によって担われる必要があります。一般財団法人「日本心理研修センター」は、67 の主だった関連職種及び関連学会等の諸団体が賛同しており、かつ、これまで同種の認定事業を行って来た実績があります。つきましては、試験、登録の両指定に最も適した団体として推薦いたします。

3. 第四十一条 連携等

この条文案について、異存はありません。加えて、運用段階での種々の事態に  
応じて、精神科七者懇談会と協議する仕組みが設けられる必要があります。

4. 第四十三条 名称の使用制限

この条文案について、公認心理師の法制化以降、類似する名称との混乱が生じ  
る場合には、類似する名称に対する対応を検討する必要があります。

5. 附則第二条 受験資格の特例

- 1) この条文案について、大学院、学部学士課程、心理学の教員ともに同等の  
科目課程等の「カリキュラム」の履修、または同等の講習会の受講を明確に  
する必要があります。
- 2) 「2」の「現に第二条第一号から第三号に掲げる行為を業として行う者」  
の受験資格について、「講習会の課程を修了」あるいは「文部科学省令・厚生  
労働省令で定める施設において（略）5年以上業として行った者」とされて  
いることに関しては、学部学士課程修了以上と明確にする必要があります。

6. 精神科七者懇談会、医学系団体への情報提供と協議について

心理職の国家資格は、条文案の内容をはじめとして、政省令、通知あるいは諸  
規則等による法制度の全体と運用が極めて重要であります。今後、条文案の内容  
変更をはじめ、法制度全般について、精神科七者懇談会、医学系団体等の関係諸  
団体に情報を提供し、協議が可能な仕組みを設ける必要があります。

7. 条文案の国会審議について

条文案の国会審議について、この資格は精神科医療のみならず、医学、医療、  
保健、福祉等の広い分野での活動が想定されますので、厚生労働委員会におい  
ても十分に審議される必要があります。

8. 医療機関としての開業権は認められません。

9. 「心理職の国家資格化に関する提言」（平成 25 年 9 月 19 日）について

本提言は、私どもの基本的な考え方であり、今後とも尊重していただくことを  
要望いたします。

以上。

平成25年9月19日

心理職の国家資格化に関する提言

精神科七者懇談会総会

私ども精神科七者懇談会は、精神科7団体で構成し、精神医学・医療・保健・福祉に関わる課題に共同して対処して参りました。

心理職の国家資格化については、心理職の国家資格が必要であるという共通認識の下に長年にわたり取組み、平成17年に結成された「医療心理師国家資格制度推進協議会」に参加したほか、平成21年より委員会を設置して、適宜見解を明らかにしております。とりわけ、平成23年10月2日に、心理3団体（臨床心理職国家資格推進連絡協議会、医療心理師国家資格制度推進協議会、日本心理学諸学会連合）が発表された「要望書『心理師（仮称）』の国家資格制度を創設して下さい」については、検討を重ねて、25年2月に開催された総会におきまして、「心理職の国家資格化に関する見解」（以下、「見解」）を承認し、その後の推移を注視しておりました。本日開催された総会におきまして、最近の状況を踏まえて、「提言」が新たに承認されましたので、本総会の「提言」として発表いたします。関係各位のご理解ご支援をお願いいたします。

記

1. 医療分野における心理的行為の多くは、医師が行うべき診療等の医行為に含まれるので医師の指示を受けなければならない。
2. 心理的行為は医行為と峻別できない業務が多く、また名称独占の業務となっているので、医療機関としての開業権は認められない。
3. 国家資格化に際しては、多様化する医療ニーズに対応し、チーム医療での協働をはかるために、関係者・関係諸機関と十分な協議検討を行う必要がある。
4. 教育・産業等の分野における医療との関係については、精神・身体疾患の有無の判断と責任のあり方について明確にする必要がある。とりわけ、相談者が現に罹患して主治医が存在する場合には連携・協働して対処することが必要である。主治医のみならず他の医療職種とも連携のあり方を協議検討する必要がある。
5. 教育研修体制については、学部教育において心理学科目、医療関連科目に関して、適切なカリキュラムが実施される必要がある。また、卒前卒後、国家資格取得後の研修体制を整備する必要がある。
6. 「心理師」の表記については、「心理士」とする必要がある。

以上

精神科七者懇談会

公益社団法人 日本精神神経学会  
精神医学講座担当者会議  
公益社団法人 日本精神科病院協会  
国立精神医療施設長協議会  
公益社団法人 全国自治体病院協議会  
公益社団法人 日本精神神経科診療所協会  
一般社団法人 日本総合病院精神医学会